

食品添加物表示制度に関する検討会
第6回議事録

消費者庁食品表示企画課

第6回食品添加物表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：令和元年11月1日（金）13:00～15:49

場 所：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

1．開 会

2．食品添加物表示の表示方法の考え方

3．閉 会

○西島座長 定刻になりましたので、第6回「食品添加物表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、御欠席なしとなっております。

それでは、カメラ撮影のみの方がいらっしゃるようであれば、こちらで御退席をお願いいたします。傍聴登録済みの方は、傍聴席へお移りいただきますよう、お願いいたします。
よろしいですね。

続いて、事務局から、本日お配りしている資料の確認をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 事務局より資料の確認をさせていただきます。

前回に引き続きまして、本日の検討会資料は、情報共有の円滑化や文書事務の効率化を図る観点から、事前に消費者庁ウェブサイトに掲載しております。傍聴者の皆様には会場で資料をお配りしておりません。委員の皆様にはのみ資料をお配りして進めさせていただきます。御理解・御協力よろしくお願いいたします。

本日の資料ですけれども、まず、議事次第、座席表。

資料1としまして、論点3関係で追加資料としています。前回、第5回検討会の内容を整理したものです。

資料2として、論点1と論点2関係の追加資料です。「一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方」、それから「用途名表示の在り方」に関する追加資料です。

資料3としまして、論点4関係で、消費者庁説明資料です。「栄養強化の目的で使用した添加物の表示について」とあるものです。

それから、委員の皆様には参考資料としまして、「指定添加物リスト」と書かれているものと、「既存添加物名簿収載品目リスト」を机上配付資料としております。

さらに、今回、意見書が出されておまして、大熊委員提出の「一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方について」。坂田委員提出の「食品添加物表示に関する検討会における論点の検討順に関する意見書」。それから、坂田委員からもう一つ意見書が出ております。「第6回食品添加物表示に関する検討会 意見書」。武石委員提出の「論点整理1から5についての意見について」。

このほか、意見書ではありませんが、上田委員提供の「コーデックスの食品添加物規格等に関する資料」となっております。

委員の皆様におかれましては、資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお申し付けください。

それから、本日も、この検討会に厚生労働省の医薬・生活衛生局食品基準審査課から中矢補佐、当庁表示対策課の木村室長にオブザーバーとしてお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行につきましては、西島座長にお願いしたいと思います。

○西島座長 改めまして、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

資料説明に入る前に、事務局から提案があるとのことですので、事務局、どうぞ。

○食品表示企画課長 事務局からの提案です。

前回の検討会で、論点3「『無添加』、『不使用』の表示の在り方」について、委員の皆様にご議論いただきました。その中で取り得る手段として、現状を維持するという意見は出ておりませんでしたので、何らかの対応が必要というのは、この検討会における共通認識だと捉えております。

さらに、この論点についてもう少し御議論いただければ検討会としての方向性が見出せるのではないかと考えておりますので、今回、資料1として、前回検討会において各委員からいただいた御意見をまとめさせていただきました。まず、こちらの説明を事務局からさせていただいて、この論点について御議論いただきたいと思いますと考えております。

それから、8月の第4回検討会で御議論いただきました論点1、論点2についてですが、追加資料の準備ができましたので、これについても論点3の御議論をいただいた後に、当初予定していた論点4の前に、御議論いただきたいと思いますと考えております。

○西島座長 これまで本検討会は幸いにも委員全員出席により検討を進めてきております。前回の検討会では最後の10分で論点3の方向性に関する意見をいただいたところですが、大熊委員の途中退席もありまして、今回の検討会では資料1として前回の検討会の内容をまとめた資料を事務局から提出いただきましたので、全員が出席している場でもう少し議論を行うということ。

それから、論点1、論点2の追加資料が準備できたということですので、論点4より先に論点1、論点2を議論するという事務局提案について座長として賛成したいと思います。

論点1、論点2を先に議論することについては、後ほど御説明いただきますが、坂田委員から提出された意見書にも記載されております。皆様もそれでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、本日の検討会の進め方ですが、まず論点3について、前回検討会の議論を踏まえた追加資料の説明に対して委員の御意見を確認したいと思います。次に論点1、論点2について、追加資料の説明と皆様の意見を確認したいと思います。それから、残り時間で論点4の、栄養強化目的で使用した食品添加物の表示について御議論いただき、皆様の意見を確認したいと思います。

なお、大熊委員、坂田委員、武石委員、上田委員からの提出資料については、各論点の適切なところで、事務局説明があった後に御説明の時間をそれぞれ5分程度お取りしたいと思いますので、簡潔に説明をお願いいたします。

以上が本日の流れです。

それでは、早速、資料1について、事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 資料1を御覧ください。添加物不使用の表示について、前回の検討の内容を整理したものです。

1枚おめくりください。こちらのページは前回の検討会で示した、考えられる手段の案

を示したものですので、説明は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。前回の検討会の中で、取り得る手段の案について頂いた意見を整理した資料です。このページでは、頂いた意見を大まかに整理しています。

罰則付きの表示基準による規制を求める意見があつて、また、それについて監視の実行可能性という観点から、明確な判断基準が必要との意見が挙がっています。

それから、通知による規制の方向というところで、罰則は設けませんが、ガイドラインの策定やQ&Aの改正について、特にガイドラインを作ることについて多くの意見を頂いております。また、Q&Aの改正・廃止という意見も頂いております。

そして、現状維持という意見は挙がっておりませんので、何らかの対応が必要ということとは委員の皆様の共通認識だと考えております。

また、このページには代表的な意見をまとめておりますが、第5回の皆様の意見につきましては7ページ以降に全て掲載しています。この7ページ以降の各委員の意見の紹介は割愛させていただきます。

1枚おめくりください。前回の検討会では食品表示基準第9条の表示禁止事項に関する質問・御意見が多数挙がっていましたので、改めて第9条の考え方をまとめてあります。また、そこから見えてくる問題点についてもまとめてあります。

食品表示基準第9条第1項第1号では、優良又は有利誤認に関する規定があります。これは、例えば原産地の表示。これを違う産地を書いたりだとか、後は内容量について表示されている量よりも著しく少ないような場合。こういった場合は第1号の優良又は有利誤認というものに抵触するおそれがあります。ただ、優良又は有利誤認というのは消費者の知識水準であつたり、表示がどのようにされていたかといったことを総合的に判断していくものです。特に添加物につきましては、添加物を使う、あるいは使わないということが優良又は有利なのかという判断は表示の内容であつたり、消費者の知識水準等、個別に判断せざるを得ないと考えております。

このほか、食品表示基準Q&A加工-281で、表示禁止規定の第1号と第13号の解釈を示しているものがあります。ただ、表示禁止事項について、網羅的に示しているものでもありません。例えば、表示を要さないとしている加工助剤に該当する添加物を使用した場合に「無添加」と表示する場合は、食品表示基準の第9条第1項第13号の「その他内容物を誤認させるような文字」。ここに抵触する可能性があります。

また、単に「無添加」と表示することについても、確実に使っている場合で単に「無添加」と表示した場合は、第9条第2号の「表示すべき事項の内容と矛盾する用語」に抵触する可能性があります。

さらには、糖類、ナトリウム塩のように、糖類無添加といった基準の中で表示を認めている部分もあります。単に「無添加」と表示した場合は糖類も含まれていないのではないかといった紛らわしい場合も想定されてきますが、現状において消費者が「無添加」の3文字からそのような理解をしているのかどうかということも考える必要があるところです。

今後、論点5で食品添加物表示の普及、啓発の議論がありますけれども、表示制度について消費者の理解を深める必要もあります。

現状のQ&Aの規定を詳しく見ていきますと、添加物不使用の表示によって一部の消費者が誤認している現状について対応していくためには、表示禁止規定を今よりも具体的に示すメルクマールとなるものが必要になってくると考えられます。

1枚おめくりください。前回の検討会ではガイドラインやQ&A、それから、次長通知があるので、それぞれの位置付けを整理すべきとの御意見がありました。

まず、次長通知ですけれども、例えば昨年、食品表示法の一部改正を行いました。その改正を周知する施行通知であったり、あとは指導部局、主に地方公共団体宛てですけれども、義務表示事項について事業者への指導指針を示すもの。こういったものが次長通知には分類されています。

それから、既存のガイドラインについて、大きく2種類に分けています。義務表示事項について、事業者が表示を作成する際の考え方を示すもの。例としまして、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」であったり、「食品表示基準に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」があります。それから、義務表示事項ではありませんけれども、事業者が自主的に情報提供する際の考え方を示したもの。例えば、「冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドライン」や「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」というものがあります。

そして、この表の一番下ですけれども、Q&Aにつきましては食品表示基準の運用解釈を示すものとなります。

添加物について、消費者庁として「不使用」だったり、「無添加」の表示というものを積極的に求めているものではありません。あくまで任意で行われている添加物不使用の表示につきまして、一部の消費者が誤認しているような状況をどのように解消していくかという方針を何らかの形ではっきり示す必要があると考えております。

このページまでの資料は、前回の検討会におきまして添加物不使用の表示の今後の方針に関する意見をまとめたものです。

1枚おめくりください。このページは、添加物不使用の表示は用語にも起因しているのではないかということが前回の検討会で挙げましたが、その用語の問題につきまして多くの意見は挙がっていませんでした。

特に天然と合成物を区別しないと整理している状況下で「人工」、「合成」の用語が今の食品表示基準には存在しております。食品表示基準にこれらの用語がある状況で、例えば基準の改正であったり、Q&Aの改正であったり、あるいはガイドラインを作る。そういった場合に、削除して改正等を行うのと、この「人工」、「合成」という言葉を残して行うのとでは、また意味合いが異なってくると思います。

現に「化学調味料」という過去に使用されていた用語は現在、食品表示基準には存在しておりません。用語について、もう少し意見を頂いた方が、方向性が示せると思いました。

ので、議論していない点として挙げさせていただきました。

資料1につきましては、事務局からの説明は以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入る前に、坂田委員から「食品添加物表示に関する検討会における論点の検討順に関する意見書」の提出がありましたので、まずは坂田委員より意見書に関する御説明を頂き、その後、資料1及び意見書に関する質疑に入らせていただきたいと思います。

坂田委員、よろしくお願いします。

○坂田委員 全国消費生活相談員協会の坂田でございます。議論の前に、恐縮ですが、検討順に関する意見書を発表させていただきます。

今回、第6回の検討会の議題につきまして、事務局から論点3、論点4、時間があれば論点1と論点2をやりますと連絡がありましたので、論点1と論点2の検討が次回以降に持ち越されかねないのではないかと思います。急遽、この意見書を提出させていただきました。

内容としては、論点1と論点2を優先的に審議していただきたいということです。なぜなら「無添加」とか「不使用」表示は一括名表示あるいは用途名表示に不備があるために、消費者にアピールしやすい方法として用いられていると考えるためです。

第4段落のみ読ませていただきます。

例えば「保存料不使用」と表示してグリシン、酢酸ナトリウムなどを使用している場合、日持ち向上の目的でそれらを使用していることを明らかにすれば、保存料不使用表示は控えらるのではないのでしょうか。

また、味噌についても、だし入りのみそに一括名で表示されている調味料の全ての物質名と旨味を加える目的であることを表示すれば、だしの入っていないみそと区別しやすくなり、無添加と表示する必要がなくなると思います。これが本当の分かりやすい表示であり、消費者の選択に資する表示です。

最終的に検討順が変更され、論点1、論点2が今回検討されることになったようですので、それについてはまた後ほど意見を出させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

事務局の説明及び坂田委員からの意見書に関して、各委員からコメントを頂きたいと思っています。

まず、方向性について、前回の検討会を整理すると、消費者委員の4名からはガイドラインという意見が出ております。事業者系の上田委員からは食品表示基準による禁止を求める意見、武石委員からはQ&A改正の意見であったと記憶しております。

流通系の犬熊委員はみそ業界の現状をお話しされていましたが、無添加表示に関してどういった方向性がよいかという御意見を確認したいのですが、犬熊委員、いかがでしょう

か。

○大熊委員 今の坂田委員の発表にちょっと付随してお話ししたいと思います。

みそ業界の無添加ということに関して、やはり一番の原点にあるのは、みそ業界が公正競争規約を作って、不当表示に関して自主基準を作っているということです。そういう中で無添加ということの根拠、内容が明確にされていますので、坂田委員の御意見も一つの切り口であろうと思うのですが、みそ業界の一番の課題は、トレンドに応じたたくさんのおみそが出てきている中で、本来の伝統製法に基づく本来のおみそをどう品質基準として決めていこうかというのが一番の原点にあります。ですから、だし入りみその表示を徹底すれば、だしが入っていない方は何も表記しなくてもいいだろうということではちょっと違うのではないかと考えています。

以上です。

○西島座長 ほかの委員、お二人の説明に対しまして、いかがでしょうか。

有田委員、いかがですか。

○有田委員 御指名ですので、発言させていただきます。

それぞれ業界ごとに公正競争規約があり、業界ごとに協議会が作られていますので、その中でもこれまで進められてきたことで、坂田委員から出されたおみその現状については主婦連合会もこれまでそういうそれぞれの業界に関わってきた関係で存じ上げております。確かにそういうところから業界ごとに違うということで混乱もあるのですが、そこはそこで自主的な進め方で進められているところを尊重して良いのではないかと考えています。

○西島座長 ほかの委員、いかがでしょうか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 この論点3に関しましては、提出させていただいた資料の論点3のところに書いてございます。

先ほどQ&Aという話でしたが、あくまでも前回も私はQ&A若しくはガイドラインでいいのではないかと考えたつもりでございます。ただ、ガイドラインといったときにガイドラインの位置付けが明確ではないのではないかと考えた記憶はございます。

それで、この再提出させていただきました各論点の意見書は、実は第3回のときに一回、意見書として概略を取りまとめたものがございまして、それをベースに第5回までの検討会の様子を見ながら当方で整理して、論点1から論点5まで業界全体、こんな意見でどうですかというのを聞いた上で、それぞれ意見を再集約したものが今回のものでございます。その論点3のところを見ていただきますと、考え方としては「無添加」、「不使用」の表示についてはQ&A又はガイドラインで整理すべきであるというのが全体の方向性でございます。

これに対して、理由のところは読んでいただければと思いますが、今まで出された調査結果なりヒアリングの結果を見ると、意見が結構分かれるところではないかという考え方を持っておりまして、事業者ヒアリングでもそうございました。今回の会員企業団体か

らの意見では、食品表示基準で規制すべきとの意見も一部でございましたが、多くの意見は、この「無添加」、「不使用」の表示についてはQ&A又はガイドラインで整理すべきだということが多かったと考えております。

ここでお願いしたいのは、今、資料1で説明していただきました、このガイドライン、4ページのところなのですけれども、お願いして、きちんと整理していただいたとは思いますが、結局、ガイドラインでの上と下で性格が分かれているわけでございます。義務表示事項についての事業者が表示をする際の考え方を示すものと、下の方はそうではなくて、全く事業者が自主的に情報提供する際の考え方を示すものと、事務局の御説明を聞きますと、恐らく上の整理でガイドラインを考えていらっしゃるということだと思いますが、それについて確認させていただきたい。

あと、そのガイドラインということにするにしても、どのような骨格のガイドラインにするのかということについて、ある程度整理した上で検討会として取りまとめないと、ガイドラインでいいですということだけで報告書にしまうと、また別途、検討会を立ち上げて整理するとか、そういうことになりかねないので、ある程度の骨子という考え方は、ガイドラインとは言いつつも、整理すべきではないかというのが意見でございます。

私の方は以上でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

上田委員、何か御意見ありますか。

○上田委員 上田です。

実は、協会が会員企業とお話ししていると、「拘束力が余り弱い形だと、事業者間で差が出てしまう。むしろ基準で規制される方が対応しやすく、公平な競争になる。」。そういう御意見の方がいらっしゃいます。そういうこともありまして、前回、基準を改正した方がいいと申し上げたのですけれども、ガイドラインを作るにしましても、やはり業界ごとの公正競争規約の見直しとか新たな規約の策定につなげるということとセットでガイドラインを位置付けていかないと、こういう不公平感が出てしまうのではないかと考えております。

意見でございます。

○西島座長 浦郷委員、何か御意見ありますか。

○浦郷委員 もう「無添加」、「不使用」の論点についてでいいのでしょうか。それとも、坂田委員とか大熊委員のことについての、どっちをお話しすれば。

もう論点の方に入ってしまったてよろしいでしょうか。

○食品表示企画課長 はい。そうです。

○浦郷委員 では、この論点3の「無添加」、「不使用」表示についてお話しさせていただきます。

この間、検討会の中で出された意見や、あと、様々な団体からの意見をお聞きしていただき、事業者の努力で添加物を使わずにやっているところがあるということですし、また、

そのような事業者にとっては、この「無添加」とか「不使用」という表示は正当な表示であるということなので、法律で禁止ということで規制するのは難しいと思います。前回も申し上げたように、ガイドラインで整理することが望ましいと思います。

その整理の仕方のところなのですが、具体的にはよく分かりませんが、前回のところで上田委員が意見書として、誤認につながる「無添加」、「不使用」表示の例を挙げていただいていたと思います。11項目あったと思うのですが、その11項目の表示というのはやはり消費者の誤認につながるといいますので、これを基にガイドラインの方で表示の在り方を示してほしいと思います。

先ほど武石委員も言われていたように、そのガイドラインを誰がいつまでにどういう形で作っていくのか。また、この検討会のところでそれを確認するのかなのかということのちょっと分からないので、そこら辺もはっきりさせてほしいということと、ガイドラインを整理したところで、これに併せてQ&Aの方も見直すべきところは見直しをしていただきたいと思います。

以上です。

○西島座長　ありがとうございました。

森田委員、何かありますか。

○森田委員　おみその話で、大熊委員と坂田委員のお話の、だし入りみその話が再三出てくるので、ここはちょっと、もしかしたら事実誤認があるのではないかとあって、お伝えしたいと思います。

だし入りみそを区別するために無添加の表示ということを前回言われて、それで坂田委員もこのようなことをおっしゃっていると思うのですが、そもそもだし入りみそと無添加というのは直接関係なくて、おみその業界では、例えば酒精とかアルコールとか、そういうものを用いていなくて、原材料を幾つか、塩と小麦と大豆と、というふうにポジティブリストで幾つか原材料だけにして、それを使っているものが「無添加」と表示できるという規約なので、だし入りということとは分けて考えなければいけないと思います。

実際に流通のところで「無添加」というふうに書いてあるものを見ますと、使ってもいい原材料しか書いていないものです。酒精とかアルコールの入っているものは「無添加」と書いていません。それから、だしの入っているものでも「無添加」とは書いていないものもあります。ですから、そのところがちょっと、だし入りみそとこの間もちょっと勘違いがあったのではないかといいところなので、まずそこを解いてもらいたいということがあります。

その上で、坂田委員の意見なのですが、だし入りみそに一括名で表示されている調味料の全てを表示すれば、前回のお弁当の事例であったかと思いますが、調味料を全て書くとかかなりの量になるかと思いますが、それを書く、それはだしが入っているものと区別をしやすくなるかどうかということなのですが、現状でも裏面の表示をきちんと見れば、先ほど言ったように、おみその中には酒精が入っているのか、調味料が入っているのか、

そういうことは全部、今、確認できるのです。表面に「無添加」ということが書いてあってもいなくても、消費者はきちんとそれは確認できるのです。だから「無添加」と大きく書いていなくても、本当にアルコールも調味料も使っていないものもあります。

ですから、まずは裏面の一括表示を必ず見るというところが大事です。そのために今回の食品表示基準では原材料と添加物を明確に区分するところが出てきたわけですから、それを明確に区分して、消費者はきちんと確認をするというところも重要です。そういう意味において、このだし入りみその一括名に書いてあるものを、調味料を全て表示すればいいという話ではなくて、その前にまず、今の表示をきちんと見れば無添加かどうか分かりますということだと思います。

なので、無添加の話と、それから、一括名を全て書く話は分けて考えた方がいいと思っていますので、まず、そのところが一つ。

それから、先ほど上田委員がおっしゃられていた公平な競争というところなのですから、今、公正競争規約はいろんな団体があって、業界によっては、例えば豆乳の業界なんかは絶対に無添加は表示しないというふうなものなので、豆乳の売り場に行くと「無添加」と書いてあるものはないのです。おみそは逆に、いろいろな製法とか伝統のものとかというので、こだわりのある製法のものは無添加です。公正競争規約はいいのですが、まず業界がそれぞれによって考え方が違うというところがありますので、その考え方が違うところもやはり、あるものだけすごく無添加ということが大きく強調されてしまうことが問題ではないかということもあります。

もう一つ、おみその無添加で気になるのは、塩が使われているはずですが、多分、加工助剤で、塩は何らかの形で加工助剤が使われているのではないかと思いますと、本当に無添加という意味で加工-90に出ているようなものをちゃんとクリアしているのかどうかというのも疑問です。

ヒアリングで流通の方が漬物で無添加というのをいろいろ表示していたけれども、本当の意味で無添加というものを突き詰めていくと書けなくなったという話がありました。そういうことも含めて公正な競争ということで無添加の考え方をもう一回整理し直して、加工-90とか、いろんなところに散らばっているのではなくて、Q&Aでもガイドラインでもきちんと整理してもらうことが大事ではないかと思います。

○西島座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○有田委員　先ほどは坂田委員の発言に関連してというような座長の振りでしたので自分の考えを申し上げました。けれども、今の森田さんの発言に反論することではありませんが、そもそもがガイドラインであるか、Q&Aを整理するかというところに概ねなっているのではないかと思います。

坂田委員が今回提出された御意見に関して申し上げれば、過去からずっとみそ業界をウオッチされている方がいます。その方の御意見も受け、坂田さんは書かれていると思いま

すので、前回の発言だけではないのです。多分、そうだと思うのですが、そういうことで、たまたまおみそを例に出して書かれているのですが、議論の行い方、今の森田さんが引き合いに出したような議論の仕方では結果的に、皆さん同じことを発言していると思います。坂田委員の提出資料が間違っているかどうかということは関係ありません。もう一つ話を戻しますと、そもそも業界ごとで考え方が違う。パンならパン業界で御自分のところは努力をされているのだったら、それはエビデンスをしっかりと「無添加」と書くことができるようにすべきという発言を私はしてきたと思います。

ですから、科学的な評価というか、それは試験をして何がどれほど残留しているかということだけではなくて、書類でもトレース確認できる、そういうことで何が無添加としているかしっかりと確認でき書くことができる方法でよいと考えています。

○西島座長 稲見委員、行政の立場から、今の御議論を。

○稲見委員 今までのお話を聞いておりますと、恐らく事業者様の努力によって、本当に「無添加」と表示していいものと、それから、誤認につながるような「無添加」の表示と、2つあるのかなという印象を受けております。そこをしっかりと差別化して、どうやっていくのかというのをガイドラインに落とし込む考え方は非常にリーズナブルなのかなと私は感じております。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

先に佐藤委員、いいですか。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私も先ほどの森田委員と一緒に、調味料に関して全ての化合物を書けばよく分かるというのはちょっとどうかなと思います。表示では、食品添加物の添加量は分かりません。書かれた添加物の数だけでこんなに添加物を使っているから良くないと判断されるのではないかな。

実際、調味料は食品成分として含まれているものも多く、添加物に関しての説明は何もなく、ただ添加物の名称だけを書けばそれで選択の範囲になりますというのも、ちょっとどうかなと思います。その中にどれくらい入っているとか、そのものがどういうものかということも踏まえて一括名でいいとか悪いとかということも今後議論の中に入れていただく方がいいのかなと思っています。

あと、無添加表示については、一つのもの、例えば「保存料不使用」と書くと、ほかのものも入っていないのだろうという誤認が結構あると聞いていますので、やはり「無添加」は本当に全て「無添加」というものに限定した方がいいのではないのかということで、どこまでを「無添加」とするのかの議論は必要かと思います。

○西島座長 佐藤委員、天然には調味料的な成分がいろんなものにいっぱい入っていますね。それは検査の方から確認できますか。

○佐藤委員 天然では添加物でも、同じ物質は区別できないのです。だから、アミノ酸と

かも食品由来のアミノ酸と実際に添加したアミノ酸で区別できるかということ、それはちょっとできませんということになります。

○西島座長 では、中垣委員、お願いします。

○中垣委員 科学的な話の後に概括的な話をして申し訳ないのですが、先ほど武石委員の方から、ガイドラインは一体どういう趣旨のガイドラインだと。例えば4ページでガイドラインを2つに分けてあるのですが、この内の上ですねという確認の話があったのですが、それについて私の考え方を述べたいと思います。

3ページに基づき、結論だけ申し上げると、食品表示基準第9条の表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールとなるガイドラインということではなかろうかと考えています。この3ページの資料の下から5～6行目を見てみると、第9条の解釈を網羅的に示したものが無いということ、もしかしたら、それが混乱を招いているのかなと。公正競争規約で各業界ごとに考え方が違うという議論もありましたけれども、逆に申し上げますと、食品表示基準の考え方をきちんと示してあげれば、それに衝突するような形で公正競争規約は作れないはずですから、そこは当然のことながら反映されていくのだらうと考えたところでございます。

また、この表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのガイドラインであるとする、1ページの規制、通知、現状維持というところですが、あくまで通知という形でガイドラインを作るのですが、食品表示基準に当たるかどうかを判断するためのガイドラインですので、そういう意味で申し上げますと、誤認につながる無添加はどうなのだろうということをやろうとしているわけなので、ここで言っているような、ガイドラインだから規制できないという話ではない。むしろ、規制するかどうかを判断するためのメルクマールという位置付けではなかろうかと考えたところでございます。

併せて申し上げますと、では、ガイドラインはいつまでにどのぐらいのボリュームでという話がありましたけれども、これは恐らく技術的に詳細に検討する必要があるでしょうし、それこそ分析の専門家であるとか、あるいは法律の専門家であるとかのお力も借りなければいけないでしょうから、ある程度の時間がかかるのもやむを得ないと思いますし、また、場を作るのもやむを得ないとは思いますが、例えば1年とか、そういった目途を示す必要はあるのかなと考えたところでございます。

以上でございます。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。

では、坂田委員。

○坂田委員 みその話に戻って恐縮ですが、調味料の内容を全部表示するという点につきましては、これが本当は論点1、論点2を先に検討したかった理由でもあるのですが、やはり容器包装に書くのは限界があるかなという思いもありますので、例えば知りたい人が知ることができるように、ウェブ上で表示をすとかということもありかなと思っております。

ます。

それはちょっと置いておきまして、Q&Aを見直すにしても、ガイドラインを策定するにしても、加工助剤とかキャリーオーバーとか、そういうものも使っていないときに初めて「無添加」表示ができるという考え方になっていきますけれども、そうすると、食塩を使っている場合は、多くの場合は「無添加」表示ができなくなります。みその場合、伝統的な製法を尊重するというのは分かりますし、それを消費者としては選びたいと思うのですが、食品全体に当てはめようとしたときになかなか難しいところがあります。もしガイドラインにせよ、何にせよ、加工助剤とかキャリーオーバーが入っていたら「無添加」と書けないと規定したとしますと、みその場合は、「無添加、ただし食塩に加工助剤が入っています」みたいな形になります。消費生活相談現場で打ち消し表示というものをよく検討することがあるのですけれども、無添加表示の場合もこの打ち消し表示の考え方が必要になってくると思います。

最近、消費者庁から打ち消し表示の考え方が出ていますが、それをたどっていくと、過去に2008年に公正取引委員会が見にくい表示に関する実態調査報告書を出しています。その中で、強調表示を行う際の原則は、打ち消し表示を行わずに済むよう、訴求対象を明確にして、商品サービスの内容や取引条件を的確に表示する、となっていますので「無添加」という表現ではなく、何か別の方法で商品の特性を示すことが必要なのではないのでしょうか。

以上です。

○西島座長 この件について、ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局から。

○食品表示企画課長 先ほど事務局に確認ということがございましたので、御説明を差し上げたいと思います。

武石委員、それから、中垣委員がおっしゃったことについてなのですが、このガイドラインの趣旨というのは、武石委員がおっしゃったように、事業者が表示を作成する際の考え方を示すものということに該当すると思っています。

すなわち、今、事業者が任意で行っている表示に対して、一部の消費者が誤認している状況というのがありますので、それを解消するために「無添加」、「不使用」の表示に関する統一的な考え方を示す、すなわちそれは食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールになるようなものを想定しています。

仮にそういうものができれば、まさに中垣委員がおっしゃったように、その統一的な考え方、メルクマールに寄せたような形で、公正競争規約も含めて事業者の自主的な取組の推進につながるような効果もあると思っています。

繰り返しになりますが、今あるQ&A加工-281というのは、書き振りからも分かるように、まさに食品表示基準第9条の表示禁止事項について、その中の第1号と13号についての解釈を示すものなので、表示禁止事項の解釈を示すものということになっております。

以上です。

○西島座長 よろしいですか。

ほかに、特にないでしょうか。

ありがとうございます。

規制の手段に関しまして、大体意見が出たと思いますが、食品表示基準第9条に規定する表示禁止事項に当たるかどうかを判断するためのメルクマールとなるガイドラインを作成するという意見が多かったように理解しております。

報告書の書き振りについては、報告書の内容を議論する際に改めて御意見を頂ければと思っておりますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、異議なしということを確認させていただいたと思っております。

続いて、人工・合成といった用語の整理について御意見を頂きたいと思いますが、これは武石委員、よろしいですか。

○武石委員 意見を言うとするれば、この点に関しては余り会員の中で細かな議論をしておりませんので、ただ、この用語も含めて現行維持というふうに理解しております。

あえて変えるだけの問題があるかという視点で、個人的にはこの人工・合成なり化学調味料について、表示禁止事項の規定なりを直すということまで必要なかとは思っております。

○西島座長 上田委員、用語についていかがでしょうか。

○上田委員 過去30年間、協会にはいろいろな問合せが来ているわけですが、その中で、なぜ食品表示基準の中にこういう用語が残っているのかという問合せは結構あります。業界は混乱しています。例えばアスパルテームとステビア抽出物を両方使った場合に人工甘味料と書いていいのかとか。人工とか合成とか化学とかは非常に便利な言葉なので、いろんなところに登場する一般的な用語ではございますけれども、食品表示基準の中の添加物に関する部分では削除するべきだろうということで前回の意見書で、表示基準の一部改正を意見したということです。

一括表示枠の中でこのような言葉を使っている例は、私は見たことがないです。そもそも必要ない。そういうふうに考えております。

○西島座長 稲見委員、行政の立場というのか、やっていて、ここら辺はどうお感じになっていきますか。

○稲見委員 私も表示の確認をやることはあるのですが、一括表示の中に、確かに合成とか人工とかというものを冠したような表示があるのはちょっと見た記憶がないので、今はほとんど使われていないのかなとは思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 この件は、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、人工・合成したものであ

っても、動植物から取ったものであっても、区別はつかない。法的に言えば、天然添加物を法制化した際の考え方というのもそれと同じ考え方。すなわち由来によらず、そのものによって安全性も分析も同一であるという考え方と大きくそごしておりますので、少なくとも食品衛生法の考え方とここはそごしていることから、法的な整理の上では人工・合成を削除することが国全体の法制の統一・整合をとる上で適当ではないかと考えるところでございます。

一方、この化学調味料、用語の取扱いということですがけれども、検討会としては、化学調味料という考え方はこういう意味でおかしいですよというメッセージを出すことぐらいしか法的にとりようがないのかな、手段がないのかなと感じるところです。

○西島座長 ありがとうございます。

森田委員、この件について、どうでしょう。

○森田委員 食品表示基準の別表の中から合成と人工という言葉削除するのは賛成です。添加物の規制の中で、既存添加物と指定添加物というふうにある中で、消費者団体はむしろ既存添加物のリスク評価をやってくださいということはずっと言ってきたところがあります。既存添加物は天然のものもあり、リスク評価がされていないところもあり、そして指定のものは、既存のものも合成のものもあるかもしれませんが、いずれにしても、合成や人工が危ないという間違ったメッセージについて、今の添加物の表示の中で人工・合成が残っているということ、ミスリードしてきたというのはあるかと思います。

食品安全委員会ができて、リスク評価がきちんとされていて、天然はよくて、人工・合成はおかしいということでメッセージも出してきているところですから、そういう意味においても消費者を誤認させないということで基準からは削除してもらいたいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

有田委員、何か。

○有田委員 そもそも残っていること自体が不思議でした。数十年も前から、天然だから害がないなどは言っておりませんでした。それから、化学調味料もそもそも経過では「化学」と言っていた時期もある。けれども、「うまみ」と変えてきた業界の歴史的経過も知っています。これは特に反対するところはないです。

○西島座長 ありがとうございます。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 食品添加物というのは、化学合成とか天然由来の区別なく安全性のリスク評価がされているということ。それから、基準の範囲内での使用については、安全性には問題ないということです。やはり天然という表示が認められないのと同様に、この人工とか合成という表示を認めない方向がいいのではないかと思います。ですから、他の方もおっしゃったように、別表の方からこの人工・合成という表示を削除することを求めます。

また、化学調味料の方は、表示の方法から用語が削除されているにもかかわらず不使用という表示の場面でこの化学調味料という言葉が使われています。ですから、この人工・

合成という表示もこの別表から削除しても使われる可能性は十分考えられるかなと思うので、別表にないこういう用語を使って表示することを禁止するというのを、例えばこの第9条の表示禁止事項に入れるとか、通知で示すなりをしてほしいと思います。

この人工とか合成とか化学とか、そういう用語が使われているのはほとんど甘味料とか着色料とか保存料とか、それも一括表示枠の外の、パッケージのどこかで使われることが多いと思います。ただ、この甘味料とか着色料、保存料は一括表示枠の中にきちんと物質名で書くことになっていますので、そこを見ればどんな物質が使われているかというのはきちんと分かるので、殊更人工とか合成とか、不使用を強調するために使う必要はないと思っています。

例えば事業者さんは、消費者がこういう表示をしてくれと求めるからこうやって強調表示をするところもあると思いますけれども、それはやはり消費者に人工とか合成は危険という誤認をさせることになるので、かえって消費者のためにはならないと思います。やはり大事なのは、食品添加物がきちんとリスク評価、リスク管理という科学的な根拠を基にした仕組みの中で使用されていることを理解してもらうことの方が大事なのではないかと思っています。

○西島座長　ありがとうございます。

どうぞ。

○有田委員　先ほど森田さんがおっしゃったように、既存添加物の評価ということについては行われていないので、それは私の発言の中にも付け加えておきます。

○西島座長　佐藤委員、今の御意見、既存添加物の評価が行われていないという点について。

○佐藤委員　佐藤です。

平成8年に最も早急に評価をしなければならないものというランク付けをして139品目についてはほぼ評価を行っておりまして、それが終わって、その次の109品目についても現在評価を続けているところということになります。やっていないわけではなくて、まだ終わっていないという。

○有田委員　全てを行っていないと言うべきでした。食品安全委員会にも関わっておりますのでそれは知っていました。

○西島座長　ほかに。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員　済みません。皆さんと同じなのですが、消費者委員として意見の表明をさせていただきます。

人工甘味料とか合成着色料とかは使っていませんという表示は結構見かけます。それは皆さんもおっしゃっているように、天然はよくて、人工は危険と考える消費者に対して、訴求の手段として行われているのだと思いますが、間違った認識を助長することになるので、早急に法令からの削除をお願いしたいと思います。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

用語については残さず削除という意見が圧倒的に多かったように感じております。

論点3の議論は、これで一旦閉めたいと思います。

続いて、資料2について、事務局より説明をお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 資料2を御覧ください。論点1と論点2につきまして、第4回検討会の議論の際に資料不足の御指摘もありました。それから、論点1、論点2につきましては、多種多様な意見が第1回の検討会から第4回までの中で挙がっております。これまでに挙げた意見を大まかに分類したのも追加資料として用意しております。この資料には、委員から要望があった資料と、それから、今まで挙げた意見というものを載せたものです。

1枚おめくりください。まず、めくったところは目次になります。

ちょっと順番が逆転してしまうのですが、先にこの論点1、論点2に関する意見を簡単に紹介させていただきたいと思いますので、26ページに進んで下さい。26ページに（参考1）として「これまでの検討会における意見」。これを全てまとめてあります。

1枚おめくりください。この27ページ、それから、28ページ。これは一括名表示に関する意見で、この27ページは一括名表示。一つ一つ細かくは読み上げていきませんので、大ざっぱにいきますと、現状を肯定する意見。

次の28ページが、一括名表示に関して現状を否定する意見。それから、両方の立場の意見があるものは両論としております。それから、コーデックス関係でこうしていますといった内容のものもありましたので、そういったところはその他にしております。

1枚おめくりください。この29ページ目の方は簡略名と類別名に関する意見を、現状を肯定する意見、現状を否定する意見、それから、その他と3つの分類にしております。

また1枚おめくりください。30ページは、番号表示に関する意見も挙がっておりますので、番号表示に関する意見をまとめてあります。

1枚おめくりください。31ページ目は用途名表示に関する意見を、現状を肯定する意見と、それから、この検討会の中では否定する意見は挙がっておりません。用途名に関しましては現状を肯定する意見、それから、用途が知りたいという御意見。

それから、1枚めくっていただきまして、この32ページ目も用途名表示に関する意見ですけれども、海外ではこうしていますといった海外制度に関する意見。

また1枚おめくりいただきまして、33ページ目、34ページ目につきましては国際整合性に関する意見で、33ページ目は国際整合性に関して、添加物の表示だけではなくて、添加物の規制そのもの、添加物制度全体に関する意見と、国際整合性を意識していきましようといった御意見。

34ページ目の方は、実情としておりますけれども、実際は柔軟性を持たせてやっていますといった御発言がありましたので、それを実情という形で分類しております。

また1枚おめくりください。35ページ目は表示そのものに関する御意見で、表示に関しては選ぶ権利、知る権利という御意見であったり、それを知って、それを見て、内容が分かるようなもの。そういった表示そのものに関する御意見もありました。

また1枚おめくりください。36ページ目は表示可能面積に関する御意見で、表示可能面積は既に一杯ですという御意見。それから、コマーシャルに当てる部分。こういったものを活用すれば、工夫すれば面積は問題ないという御意見。それから、バランスが大切だという御意見。この3つに分類しております。

1枚おめくりください。37ページ、38ページ、39ページまでですけれども、この3枚は容器包装以外の情報伝達に関する意見。

37ページは、IT導入に向けて前向きな御意見。それから、既に自社のホームページ等を使って添加物に関して情報発信していますといった場合に導入済みという御意見。

38ページ目に関しましては、ITを使うにせよ、表示事項に関して優先順位を考えていくべきではないかという御意見。38ページ目の表の下部分はIT以外、例えばカタログで情報発信しているといった御意見であったり、電話問合せに対して回答している、あるいは問合せをしたら断られたという御意見を挙げています。

1枚おめくりください。次の39ページもITに関する部分で、IT導入について慎重な御意見。それから、あとはその他として分類しております。

また1枚おめくりください。次の40ページは、食品表示部会の方で表示の全体像に関する検討も行われていましたけれども、全体像に関する意見。

さらに1枚おめくりいただきまして、41ページ目も表示の全体像に関する意見。これまで一括名の表示であったり、用途名表示に挙げた意見というものを大まかにこういった形で分類させていただきました。

ここから、また表紙の次の目次のところにお戻りください。目次のところには「3. コーデックス機能分類と我が国の表示基準との比較」、それから「4. 使用した食品添加物の表示例について」というものを入れております。これが前々回の検討会の中で御要望のあった資料ですので、こちらも済みません、順番が逆転してしまいますけれども、先に3. と4. を説明させていただきます。

16ページに進んでください。16ページは、コーデックスで用途を示す、コーデックスでは用途名ではなくて機能分類としていますけれども、機能分類の表示につきまして、我が国の食品表示基準との比較というものをしております。

1枚おめくりください。17ページは単に包装食品の表示に関するコーデックス一般規格の分類名、機能分類名のところを抽出したものです。原材料表示のところでガムベース。これを分類名と表現していきまして、個々の物質名ではなくて、分類名で表示できる。あくまでコーデックスでのガムベースというものを、表示のところで原材料という扱いをして

います。

あとは、添加物のところでは香料だったり、加工でん粉。これを個々の物質名ではなくて、分類名で表示できるというものです。

この資料の下半分のところで「機能分類の表示に係る規定」とありますけれども、コーデックスでは物質名や番号表記等に併せて併記が必要な25の機能分類というものを示しております。日本語訳のところでいくと、pH調整剤、固結防止剤等、25個並べておりますが、事業者の方はこの25の分類の中から使った添加物がどの機能に該当するかというものを選んで表示していくことになっている。

1枚おめくりください。18ページの資料は、左側がコーデックスの機能分類で、表示上、併記が必要なもの。25個ありますので、そのうちのおおよそ半数をこの18ページに載せていますけれども、pH調整剤、固結防止剤とあって、それらの機能分類に該当する、コーデックスで認めている食品添加物というものが、この表の真ん中の部分になっています。右側はコーデックスの機能分類に該当すると考えられる日本の食品表示基準における一括名であったり、あるいは用途名というものを突き合わせたものです。

上から少し見ていきますと、pH調整剤は日本の制度でいう一括名に該当しています。

次の固結防止剤。これは、それに該当する用途名や一括名は存在しません。固結防止剤に関しましては、コーデックスがこの固結防止剤に該当する添加物を、フェロシアン化カルシウムであったり、フェロシアン化ナトリウムであったりというものを示しておりますけれども、例えばフェロシアン化ナトリウムは日本でも塩の固結防止として使用されることがありますが、その場合、日本では一括名であったり、あるいは用途名併記という規定がないので、フェロシアン化ナトリウムを固結防止のために使った場合はフェロシアン化ナトリウムと単に物質名で表示していく。ですので、一番右側の表のところは該当なしとしております。

3つ目の消泡剤のところですが、この消泡剤に該当する一括名を、日本の食品表示基準の中を見ていきますと、乳化剤が実は広い用途がまとめられた総称のような形になっています。乳化剤は乳化の目的であったり、分散であったり、浸透、起泡、消泡というものが、これは表示基準の通知の中に記載がありますが、コーデックスでいう消泡剤は日本でいう一括名の乳化剤のところは該当してくるのではないかと考えております。

そのほかのところでは、酸化防止剤は該当するものがあったり、一方で増量剤であったり、炭酸化剤。こういったものは該当する一括名や用途名が存在しないということになります。

1枚おめくりください。先ほどに続きまして、コーデックスの方で表示上、物質名と併記を求める25の機能分類についての突き合わせです。

こちら側のページでは、上から見ていきますと、小麦粉処理剤に該当する一括名や用途名は存在しない。

2番目に「発泡剤」とありますけれども、これと全く同じ表現のものは日本の食品表示

基準の中にはなかったのですが、あえて近しいものを選んでくるとしたら、この乳化剤の中に「起泡」という言葉があるので、ここに乳化剤というものを当てはめております。

それから、この表の上から6番目で「防腐剤」としてありますが、この防腐剤のところにソルビン酸、日本では保存料として使うとしておりますので、訳の問題だと思いたすけれども、この防腐剤のところは該当するものが保存料というふうにしております。この防腐剤のところには、日本では発色剤として用途名併記される硝酸ナトリウム。こういったものがコーデックスの方では分類されている状況です。

そのほか、保水剤であったり、噴出剤であったり、キレート剤。こういったものに該当する一括名や用途名が日本の食品表示基準の中には存在していない状況です。

1枚おめくりください。今まで突き合わせを行っていった中で、まだ日本の食品表示基準にある一括名であったり、用途名というものが出てこないものをこの20ページ目には示しております。先ほど申し上げました発色剤であったり、イーストフード、かんすい。こういったものが挙げられまして、例えば上から2番目にイーストフード。これは、この表の左側で見ると、機能分類としてイーストフードというものは存在しているのですけれども、用途名併記が、必要とされる25の対象にはなっていないという扱いになります。

それから、日本でいうかんすいとかチューインガム軟化剤、豆腐用凝固剤、苦味料。こういったものは、コーデックスにおける機能分類というものは、調べた範囲では存在していないので、この真ん中に書いてある「コーデックスの機能分類に該当する食品添加物」とありますけれども、この「該当なし」としている部分につきましては、日本のかんすいに当たる添加物、あるいはチューインガム軟化剤に当たる添加物というものを例示しております。

1枚おめくりください。それから、コーデックスの規格の中で分類名というもので表示できる部分、ガムベースにつきましては、これは原材料という扱いですが、これは分類名が使われる。

それから、この21ページ目でお伝えしたいのは、この加工でん粉のところですが、加工でん粉はコーデックスでは分類名としております。日本では一括名とか用途名の扱いではなくて、簡略名、類別名。ここではそう書いてありますけれども、加工でん粉は10種類以上の物質があります。それら全てについて加工でん粉という記載ができますので、類別名という扱いになります。一括名や用途名ではありませんので、加工でん粉を仮に増粘剤として使用した場合には、増粘剤（加工でん粉）、あるいは乳化剤として使用した場合には乳化剤として一括表示されるか、あるいは加工でん粉又はその物質名で表示されることになります。

香料につきましては、日本もコーデックスも共通しているものと思っております。

1枚おめくりください。先ほどまではコーデックスの機能分類と日本の一括名や用途名というものを突き合わせて比較したもので、この22ページ目の使用した食品添加物の表示例というものは、例えばコーデックスのパターンに合わせてみると、こういった表示にな

るといった表示例を幾つかお示しさせていただきました。

1枚おめくりください。まず、この23ページの資料で表示例を3つ挙げております。

一番上、現行制度による表示例で、ここは一括名の表示というものを使ったり、それから、簡略名を使ったりというものを示しています。

この一番上の現行制度による表示例に対して、一括名を一切使わずに表示していったものが下の2つの表示例になっていて、一括名を使わないという、まず大前提の条件がある中で、この真ん中の表は簡略名・類別名は使用します。それから、用途につきましては、現行求められる8用途に関して用途を併記した場合の表示例がこの真ん中のパターン。

一番下のところは、一括名は使いません。それから、簡略名・類別名も使わず、用途名につきましては、現行の8用途について併記をした場合がこういった表示例になります。

香料につきましては、コーデックスや諸外国でもまとめて表示していますので、そこはそのままです。

1枚おめくりください。こちらも表示例です。

4つ示していますけれども、一番上はコーデックス型ということで、一括名は使わず、簡略名・類別名も使わず、そして、用途に関しては全て用途を併記した場合。

2つ目は、今度は用途名を併記しない。全部、物質名で表示した場合です。

3つ目は、簡略名・類別名を使った場合です。一番上のコーデックス型のところの3つ目のコーデックス型というのは、簡略名・類別名を使ったかどうかの違いになります。

4つ目の表示例につきましては、これは上から2番目との比較になりますけれども、用途名は使っていません。それから、簡略名・類別名を使ったか、あるいは使っていないかの比較になります。この中でグリシンというものにつきましては、調味料から外して、仮ですけれども、日持向上剤という用途を当てて表示しております。

1枚おめくりください。こちらのページは、今度は番号を使った場合というものを上に2つ示しております。コーデックス、それから、EUだったり、オーストラリアだったり、番号での表示というものを使っているところがありますので、INS番号を用いて表示した場合を示しております。ただ、日本の添加物の中で、このINS番号が振られていないものもありますので、そういったものは物質名で表示しております。

一番上の表示例でいきますと、添加物の事項欄のところで、ちょうど真ん中辺に「食用赤色106号」とありますけれども、この106というのはINS番号ではなくて、あくまで物質名として振られている赤の106号という意味です。

それから、真ん中のところ、INS番号が振られていないものもありますが、化学物質に共通して振られるCAS登録番号というものがありますので、そのCAS登録番号を使って表示した場合がこの真ん中の表示例になります。ただ、CAS登録番号も日本で使用を認めている全ての添加物に対して振られているものでもありませんので、その番号が振られていないものについては物質名で表示をしています。

一番下の例ですけれども、こちらは物質名を用途名で表示してはどうかという御意見も

ございましたので、物質名は使わず、用途名というもので表示した場合での表示例を示しております。

ここまでが前々回の検討会で御要望があった資料についての説明です。

また前に戻っていただきまして、目次までお戻りください。

目次の次のページのところで「1. 一括名表示、簡略名・類別名表示について」ということで、2 ページ目に進んでください。

2 ページ目から 5 ページ目までの資料は、前々回の検討会、あるいは第 1 回検討会の中で示した資料ですので、この辺は説明を割愛させていただきます。

6 ページ目まで進んでください。「一括名、簡略名・類別名に関する委員等からの意見」ということで、これまでの検討会で多くの意見が挙がってきた、これはこの資料 2 の最後に付けています。先ほど簡単に紹介させていただきましたけれども、いろんな意見が挙がってきていますが、ただ、大まかに整理していくと、この一括名、簡略名・類別名に関して、現状を肯定する意見、それから、現状を否定する意見とに大きく分けられると思います。

現状を肯定する意見としては、一括名であれば、使用した目的が理解できるとか、なじみがあるとか、一方で否定する意見としては、使用した個々の物質が分からない。

簡略名・類別名に関しては、肯定する意見としては、難解な物質名よりも伝わりやすいとか、一方で否定する意見としましては、やはり使用した個々の物質が分からないとか、あるいは表示作成のときに戸惑うことがある。そういった意見も挙がっております。

1 枚おめくりください。7 ページは、これも前回の検討会で提出しております消費者意向調査の結果を示したものです。お菓子の表示例を 2 つ作成して、どちらが見やすく、分かりやすいですかという質問をした資料です。

1 枚おめくりください。次の 8 ページも前々回に提出している資料で、今度はお弁当の表示例です。先ほどコーデックスの比較等にも使いましたが、このお弁当の表示例を現行制度と用途名と物質名で書いた場合の表示例を並べて、どちらが分かりやすく見やすいかというものを聞いた結果です。

1 枚おめくりください。9 ページ目も資料の再掲になりますが、簡略名・類別名の使用について、簡略名がいいか、あるいは物質名がいいかというのを、少し例示を挙げて消費者に意向を聞いた結果を示しております。

まず、一括名、簡略名・類別名。これらにつきましての資料はここまでです。

1 枚おめくりください。ここから用途名の表示についてまとめております。

また 1 枚おめくりください。用途名併記が現行の表示方法となった理由は、すなわち 8 用途になった理由は、昭和 62 年の食品添加物表示検討会の中で整理した内容を踏まえ、その 8 用途について用途名併記を課していたということになります。

1 枚おめくりください。この 12 ページの表は指定添加物についてですけれども、用途名の併記が求められている物質を挙げています。

これらのうち、青文字で示しているもの。御自身で印刷されている方は白黒の方もいらっしゃると思いますので、ちょっと文字が小さいのですが、前の方にも映していますので、青文字で示しているものにつきましては、食品衛生法の使用基準において使用対象食品が制限されていたり、使用量も制限されているものが多く、監視指導に特に実効性があるものがこの用途名併記というものが課されているものと考えられます。

1枚おめくりください。委員の皆様には参考資料として机上配付した資料があります。指定添加物、それから、既存添加物、両方ありますけれども、指定添加物の方を少し御覧いただければと思うのですが、それぞれ個々の物質がどんな働きを持つのかというのを消費者庁の通知等で示したものを整理したものが机上配付した資料です。

添加物は、必ずしも1つの働きを示すものではなくて、物質によっては2つ以上の、複数の働きを持つものもあります。お配りしている資料でいうと、例えばアジピン酸につきましては酸味料として使われることもあれば、膨張剤であったり、pH調整剤として使用されることもあります。そういった詳しいところを示したものが机上配付資料ですけれども、それらを大まかにまとめたものがこの13ページのところで表にしたものです。

指定添加物でいえば、119の物質について通知等で主な使用用途が複数示されている。それから、298個につきましては、主な用途が1つ示されているもの。既存添加物も同様に、主な用途が複数示されているものが55個あって、主な用途が1つ示されているものは244。このほか、食品衛生法で、例えば香料のように用途が限定されているようなものも存在します。

このスクリーン上では赤字にしておりますけれども、明確に用途が定められていない物質、あるいは使用用途というのは、基本的には事業者の方で決めていくものになりますので、同じ物質であっても事業者によって使用用途が異なる。すなわち、表示される用途も変わってくるということをここでは示しております。

1枚おめくりください。14ページの資料は用途名の表示について方向性、選択肢を示したものです。

用途名の表示に関しましては、用途を知りたいという意見、それから、現状維持という意見はありましたが、用途名併記を現状の8用途から増やしていくとか、減らしていくとか、あるいは現状維持なのか。具体的な意見は挙がっておりませんので、事務局の方で方向性と、それに対する留意事項を整理しております。

この表の「選択肢」の下のところ。全てに用途名を併記させる、あるいは併記対象を増やすとした場合。その下の、用途名併記を一切行わない、あるいは併記対象を減らしていく場合。物質名を用途名でという御意見がありましたので、物質名を用途で表示してしまう。それから、現状維持という4つの選択肢を示しています。それで、それぞれの選択をした場合の考えられる点を右に示しております。

1枚おめくりください。15ページの資料は、上半分は第4回検討会で提出しているものです。用途名の表示について、今よりも増やした方がいいか。そういった御質問をしたと

ころ、約3割を超える方は増やした方がいいのではないかと。2割5分ほどの方は現状のままでいいのではないかと。この質問で扱いが難しいのですけれども、特に気にしていないという意見が多かったということ。

それから、下のグラフですが、これは食品表示一元化検討会、平成23年から平成24年にかけて行われていましたけれども、その検討会の際に、物質名を重視するのか、あるいは用途名を重視するのかといった質問をした結果がありましたので、用途名のところに関わってくるので、これを挙げさせていただいています。当時の結果でいうと、ソルビン酸カリウムの場合、用途名を「保存料（ソルビン酸カリウム）」の「保存料」という語句を必要とする方が7割。一方で、どんな物質が使われているかといった情報が重要なので、ソルビン酸カリウムの方を必須とするといった方が3割を少し切ったという結果が出ております。

長くなりましたけれども、資料2についての事務局からの説明は以上です。

済みません。もう一つ申し上げます。最後に、42ページ目まで進んでください。（参考2）としまして「食品表示制度を取りまく情勢」というところです。

1枚おめくりください。こちらの最後の43ページ目は再掲の資料になりますけれども、表示を増やす場合の留意事項としまして、一元化検討会の報告書では優先順位の考え方を活用ということであったり、原料原産地表示を義務化したときには消費者委員会の方から付帯意見が挙がっていたり、あるいは今年の8月に報告書として取りまとめられていますけれども、食品表示部会の方で表示の全体像が議論されて、今後も継続して議論していく状況であるということをご参考として最後に付けさせていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○西島座長　ありがとうございました。

続きまして、この論点に関連して、各委員から資料を提供していただいております。まず、上田委員からコーデックスに関する説明資料が提出されているので、こちらから説明を頂きたいと思います。その後に、大熊委員、坂田委員、武石委員の順で、提出していただきました意見書について簡潔に御説明を頂きたいと思います。

それでは、上田委員からお願いいたします。

○上田委員　上田です。

第4回の検討会におきまして、委員の方よりコーデックスでの用途名表示の仕組みについて質問を受けましたので、参考資料を用いて補足説明をさせていただきます。消費者庁が作成し、今、説明のあった資料2も引用しますので、参照していただければと思います。

砂糖や食塩のような食品素材が多機能であることはよく知られておりますが、同様に食品添加物も使用のされ方によって様々な使用効果が出ます。用途名は重要な情報ですが、本来、事業者による選択に差異が生じやすいもので、また、消費者の方々の理解にも幅があるものだと考えております。用途名は、事業者による選択の差異が出ず、消費者の方々が誤認しないものであることが望ましいと考えております。

それでは、資料を説明いたします。参考資料①を中心に説明します。

コーデックスの食品添加物規格の概略を模式図で示しました。実際は表形式になっておりまして、このように厚いものです。数百ページになってしまうのですが、このリストは食品添加物とされる全ての物質名（INS番号）と用途（機能クラス）、それから、使用食品が紐付けられて記載されているポジティブリストになっております。多様な機能を持つ食品添加物に用途や使用食品をある意味では制限するもので、例えば新規食品の開発や改良には不向きな窮屈なものとも言えます。多くの国はこのリストを参照しつつも、自国の食品加工に適した内容で食品添加物の規制を行っております。

日本の規制との差で大きいのは、図中に書きましたけれども、まず食品添加物として扱う範囲が異なることです。コーデックスでは、香料、調味料、苦味料などを含めたフレーバー、それから、栄養成分、一般飲食物添加物はこのリストでは規制されません。ですから、用途名併記の対象範囲が日本より狭いことになります。それから、食品分類が日本とかなり異なります。

日本は制限の必要な場合に用途や使用量を規制する部分的なポジティブリストによる規制といえます。日本のリストはこんなに厚くなくて、もっと薄いことになります。見方を変えれば、日本の規制は合理的ともいえます。制限の必要な場合に用途や使用量を規制しております。

また、コーデックスではリスト中の全ての食品添加物を25種の用途のどれかに必ず紐付けすることになっていることもありまして、例えば、一つ一つの用途の対象添加物の範囲が日本より広がっているなど、日本と異なる場合があります。

消費者庁の資料2の18ページでいえば、先ほど説明がありましたが、例えばAcidity Regulator、資料ではpH調整剤と訳されておりますが、コーデックスでは広範な酸やアルカリもこの機能クラスに入っておりまして、日本のpH調整剤の規定と異なります。

それから、次の19ページのStabilizer、安定剤も、日本では増粘安定剤で利用できる用途名ですがけれども、コーデックスでは無機塩等も含んでおります。

また逆に、先ほど説明がありましたが、乳化剤の範囲はむしろコーデックスよりも日本のほうが広いということがあります。日本とは、用途名が対象としている添加物が異なっている状況です。これには、各国の食文化の違い、コーデックスがEUの食品を土台にしてきたことも影響していると思います。

表示についてですが、表示する際に25種の用途名から事業者自身の判断で選択する方式だと、事業者間で表示に差が出てしまう可能性があります。コーデックスでは用途とその定義は技術的妥当性を重視したものとなっております。また、物質ごとに用途が数種に制限されております。数種といいましても、多いものでは10個ぐらいの用途があるのですが、さらに食品と紐付けられているため、結果として、表示する際に事業者による用途名の選択に差異が出にくいリストとなっております。すなわち、規制そのものがこういうポジティブリストになっていることもありまして、事業者による用途名の選択に差が出にく

いリストになっているところでは。

一方で、日本では消費者庁の資料2の3ページ、4ページ及び20ページにありますように、用途名8、一括名14の計22用途の対象物質については規定あるいは例示されており、事業者の選択に差が出ないような仕組みになっております。

消費者庁の資料2の18ページから20ページにありますように、コーデックスには日本では用いられていない用途名があります。また、日本では用いられていますが、コーデックスにはない用途名があります。また、コーデックスの用途名の中には恐らく日本の消費者にとって分かりづらいものもあるかと思えます。これも元々がEUの食品を参考にしてきたこと、あるいは世界中の食品も入れていけないといけないというコーデックスの規格の性質によるものと思われれます。

例えば用途名併記表示をする際に、事業者による用途名の選択の根拠を明確にして、用途名による誤認を防止する目的を重視するのであれば、食品添加物の規制全体をこのスタイルに変更することも一つの手段だと思われれます。ただし、これは本検討会の趣旨を超えた話になるかと思えます。

参考資料②に移りますが、協会が2018年に行った海外諸国の表示制度の調査の例を示しました。食品添加物の規制において、参考資料①にありました、用途を組み込んだコーデックスと同様の使用基準ポジティブリスト制を導入している国をAで示しました。用途を組み込まないポジティブリスト制の国をB、あるいは別の方法で規制している国をCとしたのですが、表示制度についてはそれぞれの国・地域で差があり、用途名の種類にも違いがあります。

これらの表示制度の違い、用途名の違いは、食品添加物規制の歴史の差に加えて、各国地域の食文化、食品加工技術の違いに基づくものであると推定されます。独自のリスク評価機関を有している国では独自の規制をとっている場合が多く、独自でリスク評価機関を有さず、近年、食品添加物規制を整備した国においては、コーデックスのポジティブリストをそのまま導入するケースもあるようです。

最後の参考資料③ですが、消費者意向調査の結果、それから、本検討会でのヒアリングの結果と、今、お話ししたコーデックスの表示制度との比較の結果を念頭に置きまして、現在の日本の表示制度の特徴を3つの視点でまとめてみました。1つは情報へのアクセスのための視認性、2つ目が選択のための情報量、3つ目が誤認防止のための正確性でございます。

右上の正確性の枠を御覧ください。日本では用途名併記の対象は通知で例示され、また、一括名や簡略名を用いる場合にはそれぞれ物質が通知で規定されています。物質名表示が原則となっているために、8つの用途名に該当しない、あるいは14の一括名で規定されていない場合には物質名で表示され、事業者による表示の差が出にくい制度であると言えます。

現在の日本の表示制度は、視認性、情報量、正確性の観点で、図のようなバランスを持

ったものであると考えております。

以上で説明を終わります。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、次に大熊委員、お願いいたします。

○大熊委員 全国スーパーマーケット協会の大熊でございます。それでは、提出資料に基づいて説明させていただきます。

今回、私どもスーパーマーケット協会の会員様の6社から情報収集をしました。この6社の捉え方は、お客様と絶えず接触しているスーパー様、問屋様、それから、製造するメーカー様の立場での、現場に即しての意見ということが第1点です。それと、提出していただいた方のお立場は食品表示基準を体系的に学ばれた社内の上級資格者であるという点でございます。

論点1のほうからかいつまんで申し上げます。

論点1の「一括名表示、簡略名・類別名表示の在り方」で、抜粋して読み上げていきますが、一番上で、お客様から添加物の問合せを受けることがほとんどないという御意見。2社目で、消費者への分かりやすさ。ただ、企業としての経費負担の観点。3社目で、物質名の表示は混乱を招くと思われるという御意見。4社目で、事業者が正確な食品表示を作成する責務を果たす上で、現状急ぎ改善が求められる制度ではないのではないかと考える。5社目で、現行の基準に従って表示作成のシステム化をしているということ。企業の経費負担の観点と同じでございます。

そういう中から、現行維持ということ、現状どおりの表記方法を要望しているということが表現されております。

論点2の「用途名表示の在り方」で、こちらに関しましては、消費者サイドから見た場合に、消費者にとって分かりづらいため、用途名を併記することが必要という御意見。中段のところで、物質名だけを記載する方法は一般消費者に不安を助長させてしまうのではないかと御意見。中ほどで、事業者にとって、添加物の使用目的の正しい認識に資する表示制度と思われます。現状、そういうことに役立っている。それと、表示形式を大きく変更しないほしい。それは表示作成のシステム化の問題、現実的な問題です。

このような意見から見えてくることは、現行の物質名と用途名の併記を継続することを希望している。現状維持という意見が現状、商品に対して向き合っているお立場の方、お客様に向き合っているお立場の方からの現状意見でございます。御参考によりしくお願いいたします。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、次に坂田委員、お願いします。

○坂田委員 全国消費生活相談員協会の坂田でございます。

出させていただきました意見書の内容は、消費者が使われている全ての添加物について

知ることができるように、一括名表示の展開と用途名併記の拡大が必要ですよということです。

1つ目の見出しでは、現在の添加物表示の問題点を上げさせていただきました。

2つ目の段落は、一括名表示の問題点を書かせていただいております。ちょっと読み上げます。

添加物が少ない方が安全と考える消費者は多く、往々にして表示されている名称の数が選択基準になります。一括名で表示されている場合は複数の添加物が組み合わさっているということを知らなければ、1種類と勘違いしたまま選択することになります。

それから、1つ飛んで、次の段落が用途名併記についてです。2行目から読ませいただきます。

用途が明確になれば加工食品への理解が深まり、納得して選択することができます。また、例えば日持を向上させる用途を示した添加物が識別できれば、「保存料不使用」などという表示の乱用も防げるはずです。

そして、次の段落は類別名の問題点を上げさせていただきました。

また、既存添加物を類別名で表示されていると、添加物を特定することができません。例えばカロテン色素と書かれていても何種類もあり、何の植物に由来する色素かを知ることができません。特定の植物がアレルゲンとなる消費者もいると思いますが、知らずに摂取することになります。また、アレルギー症状が出ても原因を突き止めることはできません。

ということで、次の2つ目の見出しに移らせていただきます。今度はどこに表示するかということで「表示スペースを補うためにウェブの活用も選択肢に」ということです。一部読ませさせていただきます。

一括名表示の中身や添加物ごとの用途の表示は容器包装上にすべきです。表示量を増やすと安全性に関する情報を見落とすという懸念に対しては、安全性に関する情報を目立たせることで解決できると考えます。

2つ目の段落の3行目に移ります。

一方でインターネットを利用する消費者が増え、物質名さえ書いてあれば、容易に調べることのできる環境が整っています。学校教育でもICTの利活用が推進されていることから、添加物について調べる機会も増えると思います。新たな学習指導要領に盛り込まれた「加工食品の種類やその意義」を考えるためにも適切な情報の提供は重要です。知りたい消費者が知ることのできる環境を整えることは急務です。

次の段落の下線の部分が提案させていただく内容です。

そこで一括名表示の物質名と使われている添加物の用途について、容器包装に表示できない場合は、ウェブに掲載することを、努力義務又は推奨表示として規定する、あるいはガイドラインを策定することを提案します。

その後は割愛させていただいて、3つ目の見出しのところに参ります。ここは全部読ませさせていただきます。「消費者と事業者の情報量の格差是正の必要性」です。

事業者からのヒアリングでは、添加物に関する問合せは少ないという御発言が多数ありました。これは消費者が表示に不満がないということではなく、添加物のことはルールも物質のことも分からないから、何をどう聞いたらよいか分からない、ということではないでしょうか。そのような場合消費者はとりあえず数をチェックして少なそうな商品を選ぶとすることになり、無添加表示が多用される原因となっているのではないのでしょうか。

これは消費者と事業者の情報量の格差を放置している状態と言えます。すべての物質名と用途が分かるようにしておけば、消費者は調べることができ、疑問点を把握しやすくなって問合せも増えるかもしれません。そうすることがリスクコミュニケーションにつながっていくことになります。情報を隠れた状態にしたままではリスクコミュニケーションの機会を得ることができません。

学校教育で「買い物は投票である。消費者が権利と責任を意識して商品を選ぶことでよい商品が提供されるようになる。」ということを学びますが、添加物について、現状の見えない部分の多い複雑な表示ルールのままでは消費者は主体的に行動することができません。

このような理由から一括名表示と用途名の表示の見直しを求めます。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして武石委員、お願いします。

○武石委員 私の方は、先ほど一部、冒頭で御説明しましたので、論点1と論点2だけ簡単に説明させていただきます。

論点1のところは（考え方）に書いてございますように、一括名表示、簡略名・類別名表示については、現行制度を維持すべき。

（理由）と書いてございますが、これまでの検討会に提出された消費者意向調査ですと、お菓子の例も弁当の例も物質名を全て記載するよりも一括表示の方が分かりやすいとしている。それから、添加物表示について、実際、これは資料で付けましたが、消費者から各企業への問合せも少ない状況にあるということです。

それから、消費者団体のヒアリングの中では、物質名を書くべきとの団体もありましたが、物質名表記では消費者が分からないとする声の団体も同程度あった。それから、事業者団体ヒアリングでは、一部、将来的に、国際基準との整合性を図るべきとの意見もありましたが、現状維持が大宗を占めたということと、今回の会員企業・団体からの意見では、論点1について、この考え方の方針についての異論はありませんでしたということです。

論点2につきまして、用途名表示のあり方。ここは（考え方）のところ、用途名表示については、現行制度を維持すべき。

（理由）として書いてございますが、これも消費者意向調査では、先ほど判断が難しいというところがありましたが「特に気にしていない」が43%と、意外と消費者の方は、こ

の用途についても気にしていないのだということが一番多いということと「現状のままでいい」、それから「全て用途名を書くべき」が拮抗しているということで、用途名を見直すべきとの声は多くないと感じます。それから、論点1と同様に消費者から各企業への問合せも少ない。これも参考資料のままでございます。

それから、これも消費者団体ヒアリングでは一括名表示と同様に物質名に用途名を併記すべきとの意見と、現状でも分かりやすいが、ウェブの活用も検討すべきとの意見に分かれたと見ております。事業者団体ヒアリングからは、添加物関係業界からは現状維持との声が出されましたが、ほかの事業者からは、この点については明確なスタンスは示されなかったと見ております。なお、今回の会員企業・団体からの意見では上記論点2の方針への異論はなかったと考えております。

以上でございます。

○西島座長 よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ちょっと皆さん疲れてきましたので、ここで10分ぐらいトイレ休憩をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○食品表示企画課課長補佐 済みません。再開は、この前にある時計で15時5分からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○西島座長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきたいと思います。

事務局が用意してくれました追加資料、各委員が用意された意見書等について、御意見、御質問を伺いますが、第4回検討会で有田委員と森田委員からコーデックスとの比較等について追加資料を求める御意見がありましたので、まずお二人に意見を聞きたいと思うのです。

まず、森田委員から追加資料のうち、3. のコーデックス機能分類と日本の一括名、それから、用途名を突き合わせた比較。それから、4. の表示例について、御意見があればお願いしたいと思います。

○森田委員 消費者庁の御担当の方には、第4回で私がコーデックスの国際整合性に関して、実際に整合できるのかを調べてほしいということで、対応していただきました。細かく御説明いただきまして、ありがとうございました。

最初の第1回の検討会だったかと思いますがけれども、そのときに表で、日本の一括名表記が多いと分類されたものが示されました。そして、海外は一括名表記ではなくて用途名表記で書かれているといった表があって、そのときから、やはり日本の表示制度は国際整合性ということでは一步遅れているのではないかという感覚があって、その点に関して、今回の検討会の中で一步進めないかと思って、それで御質問したわけです。

今、話を伺っていて、やはり実行困難性というものがかなりある。国際整合的にやるのにはいろんなハードルがあって、上田委員の御説明にもあったように、まずは添加物の規制そのものが違う。添加物そのものについて、食品を限定して、分類して、ポジティブリストにしているというところがまず全然違うので、もし国際整合性に合わせるということであれば、厚生労働省の食品衛生法の方を変えないと難しいだろうということが、その点が明らかになったかと思います。まず、ルールが違うということです。

2番目は、やはり分類が違うということです。分類が違うというのは、この名前もさることながら、消泡剤ですとか固化剤ですとか、日本の表示には無いようなものが幾つかこういうふうにあって、例えばそういう用途名を国際整合性に合わせていくことになる、今の日本の添加物の分類がぐちゃぐちゃになってしまうということがありますし、なじみがないものだったり、それから、考え方がそもそも全然違うようなものもあります。簡単に国際整合性といっても、それがこういう名前の用途名でいいのかというと、それは困難だなと思いました。

もう一つは、1つの添加物にいろいろな用途があるので、かえって、それに無理やり用途名を付けると誤認してしまうというところです。確か、ソルビトールがあったと思いますが、ソルビトール、マルチトールが増量剤というふうに書かれると、これもまた日本の感覚ではちょっと違うと思います。例えばグリシンでも日持向上剤があれば呈味もありますので、無理やり物質名の中で用途名を付けるようなことが、果たしてそれがいい表示の在り方なのかということも今回の説明で思い至りました。

資料では無理やり名前を付けていただいていますけれども、実際に無理やり付けることで本来の意味ではない、本来の用途ではない使い方なのに、用途名の違う名前を付けることが出てくるのではないかとこともあります。今の日本の物質名で、用途名と一括名があって、そうではないものを物質名として書くものがありますが、そういうものはやはり残しておいていいのではないかと感じました。

そうやって考えていきますと、今の国際整合性ということで用途名を全部に付けるのがとても困難である。一方で、消費者庁の第1回目に示したアンケート調査結果も、1つの物質に1つの用途が書けることを前提にして、どうしたらいいですかとする聞き方も問題があります。消費者からすると、1つの物質が1対1対応で用途があれば、それは書いてもらった方が良いに越したことはない、はいと答えてしまいます。

今回、いろいろ調査していただいて、国際整合性に関して、様々なハードルがあり、そして、食文化が違うということもあるかと思います。食文化が違うところに無理やり国際整合性ということではないし、また、コーデックスも結局、コーデックスはあっても、各国が全部それぞれオリジナルのものを使っているところも分かりました。それだったら、日本の表示制度が国際整合性からするとすごく劣っているかということ、そうではないということも気が付きました。

もう一つは、文字の大きさです。海外のものは文字が、EU域内のものも、(150cm以下の

場合、) 日本は5.5ポイント以上ですが、3ポイントとか2ポイントのような小さい文字でよいので、情報はたくさんあるけれども、分かりにくいところもあります。日本も文字の大きさを変えるのであれば恐らく表示はできるとは、全部書くことはできるでしょうけれども、アメリカの表示もヨーロッパの表示もかなり文字が小さいという違いもあります。

日本の場合は5.5ポイント以上ということもルールを作っていますので、そういう意味からすると、文字の大きさを犠牲にして、これを全部書くということは、今までなじみのある添加物表示で、しかも平成の間、ずっとですから、平成の初めにこのルールがあって、30年間ずっとなじんできたルールを大きく変えることはやはり困難だと思いました。

困難な理由というのは武石委員が、例えば消費者は多くは求めていないとか、事業者は大変という意見もありますけれども、もう一つとして、やはり国際整合性に合わせるものが困難だということも大きな理由の一つにはなるのではないかと思いますので、その点についてクリアにさせていただいたということで、調査してもらったことは感謝したいと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

では、同じ箇所について、有田委員、コメントをお願いします。

○有田委員 この検討会の場所ではありませんが、検討会以外のところでコーデックスの表示の方法について成分表にして比較して示してほしいとお願いをしてきました。今回、非常に分かりやすいものを時間をかけて作っていただいて、本当にありがとうございました。興味深い重要な資料になると思います。

まず、先ほどの19ページのところに、最初の議論の最後の箇所です。それまで出ていなかった意見というところで、合成や人工について、コーデックスの機能分類のところには合成や人工という表現はありません。日本のものには未だに入っています。そこはコーデックスに合わせた。本日の議論でいうと、そういうことですね。ですから、国際整合性で全て、すぐに行うということではなくて、現在も消費者庁、農水省、厚生労働省がコーデックスでいろいろな議論をされ、この部分もまた見直しがあるかもしれませんが、国際整合性も必要だと考えています。それから、TPPやFDAという関係でいくと、今後表示もやはり日本独自のものだけでいいということにはならないのではないかと考えています。

森田委員の御意見のように、それぞれ食文化が違うということは十分承知しております。しかし、化学物質の本来の用途名といっても、用途が様々なので、どういうふうに受けとめるかという、例えばCAS登録番号RNはアメリカが情報発信しています。CASナンバー検索をしますと幾つもの用途が出てきて情報を知ることができます。例えば食品であれば、何種類かの使い方があると思います。それを用途名として書いていただくことで物質が何に使われたかということは分かると思いますし逆も可能です。これまでは例えばパッケージに書かないと、その場で知ることができないのでよくないと消費者団体は発言してきたと思います。けれども、坂田さんの意見書に書かれていますように、書き切れない情報で詳しく知りたい情報がどこかにアクセスすれば分かるようにすべきだと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

では、そのほかの委員でただいまの説明と、お二人の委員の意見でも結構ですが、御意見がありましたら。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 本当に今回のコーデックスの関係は大変苦勞されて作ったということで、今回、説明を聞いて、改めてよく理解できました。

私も第1回目の意見の中で、コーデックスの整合性というのは基本的に添加物の制度自体が日本とコーデックスで違うはずだから、そこを整理して、その後で表示の議論をしないとおかしくなるという意見を出しましたので、森田さんがおっしゃったように、そもそものコーデックスの用途名なり、食品添加物の規格の考え方と日本は違うとか、それから、用途名の範囲も違うとか、はっきりしましたので、そういった意味では単純に整合性をとればいいというものではないことが改めて確認できましたので、今回、大変いい資料を出していただいたと思っております。

○西島座長 ありがとうございます。

では、有田委員、どうぞ。

○有田委員 以前の検討会資料で、要するに用途名などの整合性は無いですということは書かれていました。ですから、これが出されたから理解できたわけではなくて、どのようになら違って、どこが困難なのかが表にして議論を行う、そういうことが必要だと申し上げてきたわけです。表の作成が難しいからできませんということはありません。それは科学的ではないと思ひ発言してきました。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかの委員、何か御意見はありますでしょうか。

特にないと理解してよろしいですか。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 意見書に付け加えさせていただきますと、国際整合性というところまで考えていくと非常に難しくなってしまうので、とりあえず消費者が求めている用途名併記の拡大について考えますと、常々、私は東京都の「食品衛生の窓」というものがすごく分かりやすく、よく利用させていただいているのですが、食品添加物につきましても、例えば製造用剤などにつきましては、結着剤とか消泡剤とか日持向上剤とか離型剤、そのような名前を付けて説明を書いてくださっているの、すごく使い道が分かりやすい状況になっています。これを商品とつなぐことができないかという思いがあります。

それはどういう形でどこに表示するかは事業者さんの選択であっていいとは思いますが、すけれども、例えばパッケージは今までどおりの表示にしておいて、そこに添加物の詳細はこちらということでQRコードを付けていただいて、アクセスをすると詳しい用途なり、あるいは一括名表示の中身が分かるようになって、そういう状況であれば、かなり消費者の理解も進むのではないかと思いますので、その辺も御意見をお聞かせいただければ

と思います。

○西島座長　ありがとうございます。

稲見委員、いろんなところで「食品衛生の窓」というものは利用されて、褒められているのですが、一言。

○稲見委員　まずはお礼を言いたいと思います。「食品衛生の窓」を御活用いただきどうもありがとうございます。

意見書の中に「食品衛生の窓」を御覧いただいているという旨の記載がございましたので、内容を確認させていただきました。添加物に関する事項を解説した部分の中で、製造用剤を便宜的に分けさせていただいているページがございまして、法律には基づかない枠組みなのですが、そこで便宜的にという形で分けさせていただいているページがございまして、そこを参照していただいたと考えています。

○西島座長　上田委員、どうぞ。

○上田委員　今の御意見を受けて、日頃考えていることを少し紹介したいと思います。

協会でも、物質名だけで表示されているものに仮に用途名を付けるとしたらどういうものがいいかと考えることがあります。

先ほど出た製造用剤を用途名にしてしまうと情報量が増えないし、意味が良く分からない。他に適切なものがなくて、品質改良剤とか品質保持剤という用途名を無理やり作ると、今度は逆に誤認するし、事業者はそちらの用途名の方がいいとかという勘違いも起こりやすい。そういう漠然とした用途名もあり得ます。コーデックスのように炭酸剤（炭酸ガス）みたいなものが本当に意味があるかどうかとか、香辛料抽出物に何らかの用途名を付けなくとも、見れば分かるではないかみたいな、そういうこともありまして、なかなか難しい。

例えば森田委員から、検討会の何回目かにこんにやく用凝固剤（水酸化カルシウム）の話が出ました。スペースが許せばこういう用途名はあっているのかもしれませんが、凍り豆腐用水戻し改良剤（炭酸カリウム）とか、こういうものは、表示ではなく事業者と消費者の方のコミュニケーションの中で何とかしたほうがいいのではと思います。食品添加物がどういう目的でどう活用されているのかということが広まるのは協会からすると賛成ではありますけれども、なかなか用途名を考案するのは難しいと感じております。

○西島座長　ありがとうございます。

ほかに何か御意見ありますでしょうか。

どうぞ。

○浦郷委員　浦郷です。

今回のコーデックスの話は、整合できるのか、難しいのか。難しいとしたら、どういうところが難しいのかというのがよく分かりましたので、資料をいただきましてありがとうございました。

それから、一括名表示について、食品添加物については、原則、物質名表示ということで、スペースの関係でこの使用目的でまとめた一括名表示という表示方法が認められたの

だと思っています。

この一括名の中の個々の物質名を知りたいとき、その問合せには当然、事業者の方は対応していただけていると考えています。でも、やはり購入するその場で全ての情報を知りたいという消費者の声もあります。

でも、全て物質名を表記するという事になると、やはりかなりのスペースが必要になるというところで、今後のところで加工食品もどんどん個食化していったら、パッケージもどんどん小さくなってくると、本当に文字も小さくしないといけない。そうすると、一括表示枠の中で書かなくてはならない情報が書き切れないということもあり得るのではないかと思います。

食品表示の全体像については、今後のところで調査なども含めて、あと、ウェブの活用についても更に検討されるということなので、そこでの表示の優先順位とか全体のバランスをやはり議論していただいた上で、この一括名表示の在り方を考えればよいのではないかと思います。

現在、一括名表示になっていることで特に消費者が困っていたりとか、何か健康被害があるわけではないと思いますので、今回のところは現状のままでいいのかなと思っています。

それから、用途名に関してですが、やはりここも全体のバランスとの関係で、拡大するかどうか、検討が必要だと思います。今、お話があったように、ただ拡大するのも問題であって、やはり事業者と消費者とコミュニケーションをとりながらも必要だと思います。

ただ、私、個人的には今、保存料の代わりに日持向上のために使われる添加剤なんかについては、その用途名併記を拡大して、日持向上剤のような用途名は必要なのではないかということは思っております。

以上です。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、大熊委員、何か御意見ありましたら。

○大熊委員 1つ感じますのは、全体的なお話、方向付けが何か一番最初の頃の議論に戻ってしまっている部分。この辺は議論から少し、皆さんで自粛されてはどうか。つまり、表示の根本的な問題、書き切れない、文字の問題、情報量が多くなるところはウェブに設けて云々。これは一番最初の頃から根本的な表示の問題を考える上で出てきた議論ですから、それに関しては大体着地点はできているのではないかと思います。ですから、論点を突き詰めていく中で、どうしても元の問題に戻ってしまったりする部分は少し時間的にもったいないと感じますので、それぞれが少し自粛されてはどうかと、大変失礼ながら思います。

○西島座長 ありがとうございます。

佐藤委員、何か御意見ありますか。

○佐藤委員 私は、一括名はやはりスペースの関係でということで、先ほどから申します

ように、添加物そのものはどういうものかというのをもうちょっと見ていって考えていた
だきたいのと、あと、消費者庁の方でイーストフードとして使われているのはこういうも
のですという、もうちょっと情報をいろいろ公開していただくとか、東京都さんで公開し
ていらっしゃるの、そこを見て頂ければというのがあるのですけれども、多分、全ての
加工物名が入っていないのかなと思うので、そこを東京都さんに拡充していただくか、消
費者庁の方で何か、イーストフードと入れれば、何に使われるもので、どういうもので
という公開が必要かなと。

あと、細かい用途名併記というのは、今、用途名併記になっていないものは多分、化合
物として用途に対する添加物が少ないものかなと思うのです。そうすると、この添加物は
こういうものに使われますという事例を、例示を一杯出していただくと消費者が、これが
入っているものはだめだというのがだんだん分かってくると思うので、そういった点での
用途名が必要か、必要でないかというのは、ある意味選択できるのかなということで、た
だ、現状でどれを増やすかという議論はなかなか今の状況で難しいのかなと思いますの
で、現状でもうちょっといろいろ情報を開示したところで、やはりこの用途名が必要とか、
そういう議論を今後やっていくのかなと。

○西島座長 ありがとうございます。

中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 佐藤委員の意見を聞いても、この論点1、論点2の問題と消費者教育という
のか、情報開示というのか、それを合わせた議論に集約するのかなというふうに考えてい
ますが、資料の22ページから表示例を今回整理していただいておりますので、これを見て
みると、現行の表示例が、添加物の項は1行と、ソルビン酸までということで、これを簡
略名、類別名を使うと物質名ではないので、どうかなとは思いますが、8用途の限りでも
大体2倍に増えるという感触なのかなと。一番下になると、3倍以上に増えていくという
こと。あるいは25ページにある番号で考えると、これでもやはり相当なボリュームになる
し、番号は番号の持つ問題点が御指摘のとおりなのだろうというふうに思ったところでご
ざいます。

せっかくの資料だから、それだけ申し上げた上で、1つ質問というか、坂田委員から御
提出いただいた資料でございますけれども、一括名表示を無くして物質名で書く、用途名
併記を拡大するという御主張は分かるのですが、2枚目の下線部のところで「一括名表示
の物質名と使われている添加物の用途について、容器包装に表示できない場合は、ウェブ
に掲載することを、努力義務、または推奨表示として規定する」という点については、仮
に一括名表示を残すとすればという意味で書かれているのでしょうか。あるいは今、佐藤
委員がおっしゃったような消費者教育との関係をここで言おうとされているのでしょうか。
ウェブの持つ問題は既に提起されていると思いますけれども、念のため教えていただけれ
ばと思います。

○西島座長 では、坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 御指摘ありがとうございます。

ちょっと言葉が足りなかったかもしれないのですが、一括名表示というのはそのものが用途を示しているの、それを無くしてという意味ではないのです。容器包装の方は文字数を増やしたくない、増やせないという現状があればウェブでもいいのですけれども、一括名を書いた上で物質名も書いていただく。できれば、乳化剤なんかは起泡剤として使うのか、消泡剤として使うのか、乳化剤として使うのか。そういうところも分けて書いていただければ、より分かりやすいと思います。

このように、一括名を無くしてほしいという意味ではありませんので、よろしくお願いします。

○西島座長 中垣委員、今の説明でよろしいですか。

○中垣委員 はい。ありがとうございます。

○西島座長 ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 既に浦郷委員が言われましたが、やはりこのウェブの問題につきましては、全体像が今、これから具体的な調査が入って、消費者庁の調査を基に、消費者委員会の食品表示部会でまた整理されるということです。それだけ課題が多くて、単にウェブに情報を開示するといっても、現物の商品との1対1対応の問題ですとか、あと、どうしてもウェブ上で表現できないような、例えば切りかえの多い商品を持っている業態の話ですとか、あるいはウェブ環境すらない中小事業者のことを考えると、課題が山積ということなので、この検討会でそういったことをまたいちいち整理して議論するのは難しいので、食品表示部会の整理を待つべきではないかと思います。

○西島座長 ありがとうございます。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 なかなか結論を出すのは難しいことは承知していますし、あと、食品表示部会で優先順位を検討していることも承知はしています。添加物に関しては、今回、ウェブ上に書いていただければということで申し上げているのは、義務表示ではない部分なので、ぜひとも事業者さんがより消費者に分かるように、ウェブを活用して、あるいは他の方法でもいいのですが、情報提供していただきたいということなのです。

確かに用途名の書き方も難しい点は承知していますけれども、積極的な情報提供を、少なくとも報告書に盛り込んでいただいて、例えば食品表示部会もそういうことも合わせて検討していただくということも入れていただければと思います。

あと、今、仕様が変わったときに変更が大変という御意見もあったかと思うのですが、それは事業者さんはリアルタイムでその情報を持っていらっしゃるわけですから、ウェブ上であれば容器包装を書き換えるのに比べればやりやすいのではないのでしょうか。あるいは何月何日現在の情報ですと書き加えていただくとか、いろいろ方法はあると思い

ますし、ホームページを持たないような業者さんであれば、例えば業界団体でそういうスペースを作っていただくとかということもありだと考えております。

やはり今のままでは食品表示のルールは理解されないままです。本当に中学校の家庭科の先生とお話をしている、このままではなかなか分かっていただけない、正直、まずは先生に十分理解していただきたいと思うところではあるのですが、どうしても教育現場で、添加物の数に注目してしまうということもありますし、安全性の話になってしまいますが、やはり添加物も一つ一つの安全性が認められているけれども、将来的には分からないねとか、複合影響、いろんなものを組み合わせてとったときの影響は分からないねということもお話しされているようなので、消費者に理解してもらうような何らかの改革は必要だと思っています。

今回は一括名の展開とか用途名の併記の拡大を提案しましたが、何らかの方法でもっと理解を深めるような表示の方法を検討していただくようにぜひとも報告書に盛り込んでいただければと思います。

あと、類別名も、これはやめる方向で検討していただければと思うのですが、皆様、いかがでしょうか。

○西島座長 ほかにありませんでしょうか。

どうぞ。

○有田委員 坂田さんがウェブ上ということも意見書に書かれています。消費者団体はこれまでパッケージに書くべきだという事を言ってきました。つまり、手に取ってすぐに分かるようにというのを前面に出してきた。しかし、今、世の中はそういう状況ではないので、ウェブというのもあると思うのですが、もう一つはアプリを使ってすぐに分かるような工夫もできないかと考えています。例えばヨーロッパでは、食品ではないですが、化粧品や玩具などの化学物質、要するに成分の有害性情報を知りたいければ、アプリで検索でき詳しい化学物質情報を得られるようになっていきます。Tox Foxという、キツネのマークのアプリがあり、製品からスマートフォンで情報が得られる。もちろん、事業者が協力しないとできないことです。国がやるということではなくて、事業者が協力しながら情報を出していくという制度で、5年をかけてEU全域に広げると言っていました。2年ほど前のことですから、もっと広がっているかもしれません。日本はいろいろな意味でそういうものが遅れています。一方で分かりやすい、ネットなどにアクセスできない人にも配慮する表示方法を行いながらも、同時にスマホをかざせば詳しい情報がすぐに入手できる方法も検討していただきたいと思います。

○西島座長 武石委員、事業者団体の観点から、今の御意見について、ちょっと。

○武石委員 整理すべきところは、私は表示という視点でお話を申し上げたので、情報提供ということであれば、今、大手メーカーも含めていろんな形で電話相談でも応じておりますし、あと一部、添加物なんかの細かい情報なんかも発している段階にございますので、そういった点では相当程度進んでいるのではないかという認識ではありますが、殊に表示

となると、それは罰則を伴うものですので、しっかりとそれは整理しないといけないということで、要は食品表示部会の方でもかなり厳しい議論になっていると認識しておりますので、そこは表示と情報提供というのは切り分けて考えなくてはいけないと思います。

○西島座長 よろしいですか。

○有田委員 いや、よくないです。安全性の議論はここでは置いておきますが、成分表示というのは情報提供、知る権利と考えていますので、それは切り分けて、別の問題だということではないと思います。

○西島座長 武石委員、どうですか。

○武石委員 行政的に言うと、要は食品表示法に基づく表示というのは、表示しないことによって罰則がかかるわけですね。それによる情報提供で、それは広い意味では情報提供だと思います。ただ、そうではなくて、罰則がかからない任意の情報提供というのがあると思います。その両方を含めて情報提供というのではないかと思います。

○有田委員 業界というか、立場上勝手な発言はできないと思います。それは理解できますし、そういうお考えなのだと思います。情報提供でいえば例えば着色料の、この色の成分のリスクはどういうものかなどはもちろん、東京都、それから、消費者庁も情報発信していただきたい。しかし、細かい製品ごとの情報はなかなか難しいので、そこは事業者が協力していただかないとできないことだということで発言しております。それができないという、CSR的に前向きではないのかなと受けとめます。

○武石委員 繰り返しになりますけれども、お問合せいただければ情報提供はできますので、それと表示とは別だという話をしているだけでございます。

○有田委員 これ以上、何度も言いません。ですから、新しい形も考えていただきたいという発言です。

○西島座長 今、どうこうするのではなくて、考えてという御依頼のようですので。

○武石委員 ですから、情報提供というのはいろんな手法は考えられるべきだと思います。それと今、この場で議論している食品表示とはまた別ではないかということだけを申し上げているわけでございます。

○西島座長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

森田委員からどうぞ。

○森田委員 私も情報提供ということでは、事業者がいろんな形で情報提供するのはいいと思いますので、そこはそういう声があったということはあってもいいと思います。一方で坂田委員のところで、ウェブを掲載することを例えば推奨表示とありますが、推奨表示というのは食品表示基準の中に入ってしまうことなので、基準は改正しなければいけないことになりますし、あと、ガイドラインの策定は、無添加のところでやって頂くわけですから、そこをまたもう一つガイドラインということはちょっと難しいのかなと思います。

ですから、添加物について知りたい、その消費者に様々な情報提供をしてもらいたいと

いうところで、残していただければいいのかなというふうにも思います。

○西島座長 中垣委員、どうぞ。

○中垣委員 言葉を慎重に選ばないとなかなか難しそうなのですけれども、ヒアリングの中で、生協さんでしたか、先進的な取り組みをなさっていて、一括名表示されているものが実はこれですとか、ウェブに書かれているという話があったかと思います。また、相談窓口で積極的にお答えしますというお答えをされたところもあったと思います。

また、現場に行けば行くほど、例えばスーパーでどうするのだ、街のパン屋さんでどうするのだという問題も出てくると思いますので、一律に進めるのはなかなか難しいと思いますが、こういう取組を進めること自体は私もあってしかるべきだろう。まさしく坂田委員がおっしゃっているのはそういうことなのかなというふうにも考えたところでして、その点については、言葉をどうするかというのは非常に難しいのですが、そういった取組を推進する方向では大体おおむね御意見は一致できるのかなと勝手に思ったところでございます。

○西島座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

坂田委員、どうぞ。

○坂田委員 ありがとうございます。こちらの意図を酌んでいただけていると思いました。

義務表示とは切り離して情報提供をしていただきたい。それを生協連さんが取り組んでいらしたような形も一つの方法であるということも含めて、事業者さんに紹介しつつ、取組をお願いしたいと考えております。ぜひよろしくお願いいたします。

○西島座長 ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

論点1、論点2に関連して、事務局から説明、それから、委員からの意見を踏まえ、いろいろな御意見を頂きました。

一旦、前々回の検討会を含めて、今までの意見を整理してみますと、表示されていることで消費者は安心感があるという意見、それから、知る権利についての意見もありました。また、表示面積や表示の見やすさ、分かりやすさからも意見をいただき、バランスを考えるべき国際整合性を意識すべきといった意見も上がっておりました。

皆様の意見を整理すると、一括名表示、簡略名表示、類別名表示、用途名について維持という意見と、制度を変えて使用した物質や使用目的が分かるように表示すべきという意見に分かれておりましたが、本日の議論の内容は今後の方向性を検討する上で大変参考になったと思います。

一方で、これまでの検討会で、添加物の表示は安全性のためでなく、選択のための事項と確認しましたが、安全性にかかわる表示以外の省令規定を見直す場合、一元化検討会の報告書、消費者委員会の附帯意見、消費者委員会の表示の全体像の検討結果。これらは念頭に置く必要もあると思います。

この後、論点４の栄養強化目的で使用了添加物の表示に関する議論をしますし、論点１、論点２の表示のあり方の方向性については、当初の予定どおり、論点４の議論と論点５の消費者教育を議論してから、最後に方向性を議論していくということでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○西島座長 その方向性でいいということをここで確認させていただいたということで、ありがとうございました。

いただいた御意見をおおよそまとめますと、論点１、論点２については、論点４、論点５を議論した方向性を示すということで、これらの検討会を進めていきたいと思います。

ただし、このほか、御意見がおありの委員もいらっしゃるかと思いますので、その場合は次回以降の検討会で御発言をいただきたいと思います。

今日はちょうどいい時間になりましたので、これで本日はここまでとさせていただきますと思います。

今日はもう時間となりましたが、次回は論点４、論点５を中心に行います。

念のためですが、事務局には生鮮食品に関しても資料が用意できた段階で検討会に提出をお願いしたいと思います。

では、事務局、よろしくお願いします。

○食品表示企画課課長補佐 次回の日程についてお知らせします。第７回の日程につきましては、１２月１９日１４時からとなります。開催場所は、この会場ではなく、第４回、第５回を実施しました新橋の会議室になりますので、場所はお間違えのないようにしてください。

以上です。

○西島座長 次回も引き続き、各委員におかれましては活発な御議論をお願いいたします。

それでは、以上で本日の議事は終了したいと思いますので、第６回検討会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。